

受益者負担の見直し方針（案）の説明会

日 時 平成28年5月28日（土）

13時30分～

場 所 上戸田地域交流センター

3階 ホール

次 第

1 開 会

2 総務部長挨拶

3 講 演

東洋大学経営学部教授 石井 晴夫 氏

「インフラ維持の観点から見た受益者負担の見直しの必要性」

4 改訂版の説明

【改訂版】受益者負担の見直し方針（案）について

5 質 疑

6 閉 会

【改訂版】
受益者負担の見直し方針
(案)

平成28年 月

目 次

はじめに ～現行方針の改訂に当たって～	1
第1章 使用料等の算定方法の基本的な考え方	
1 受益者負担の見直し対象について	2
(1) 使用料	2
(2) 手数料	2
2 使用料及び手数料の算定方法について	3
(1) 使用料原価の算定	3
(2) 手数料原価の算定	4
(3) 使用料及び手数料の算定	5
第2章 使用料等を決定する際の検討の方向性	
1 各公共施設等の状況について	8
2 減額・免除の規定について	8
3 市外利用者の基準について	8
4 子ども料金の設定について	9
5 施設駐車場の取扱いについて	9
6 営利目的等利用者の取扱いについて	10
第3章 実際の改定に当たって	
1 激変緩和措置について	12
2 市民への周知について	12
3 定期的な見直しについて	12

はじめに ～現行方針の改訂に当たって～

本市では、平成 18 年度に「受益者負担の見直し方針」を策定し、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「戸田市行政改革プラン（第 5 次行政改革）」の中で、使用料・手数料の受益者負担の適正化に取り組んできた。

平成 28 年度から新たにスタートした「戸田市行財政改革プラン（第 6 次行政改革）」においても、使用料・手数料の受益者負担の適正化に継続的に取り組んでいくこととしているが、「受益者負担の見直し方針」を策定した平成 18 年度と比較すると、本市を取り巻く現在の社会状況等は変わってきていることから、現状に見合った「受益者負担の見直し方針」へ改訂するものである。

「受益者負担の見直し方針」の改訂に当たっては、多角的な視点を取り入れるため、平成 27 年 11 月下旬から平成 28 年 3 月下旬にかけて市民、議会、行政の三者に学識有識者を加えた「戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会」が開催されたところである。

同懇話会からは、「受益者負担の見直しを図らないと公共施設等を利用する人と利用しない人との間に負担の不公平が生じる」といった施設を利用する市民の視点と施設を利用しない市民の視点や「現在のサービスを提供し続けると行政サービスの提供ができなくなり、市民生活に大きな影響が出るおそれがある」といった経営的な視点などの提言を頂いたところである。

さらに、財源の確保と資源の有効活用に向けて、これまでの方針にはなかった公共施設の維持管理等に係る将来的な費用を踏まえた使用料の算定方法や公共施設の営利目的等の利用といった新しい視点についても提言があったものである。

「受益者負担の見直し方針（改訂版）」は、「戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会」から頂いた提言を十分に尊重しながら、市として受益者負担の適正化がこれまで以上に推進されるよう検討を重ね、本方針を策定している。

今後は、各公共施設の使用料等の見直しに当たって、現在の経営状況等を考慮し、懇話会からの提言を踏まえた「受益者負担の見直し方針（改訂版）」の方向性や基本的な考え方に沿って、受益者負担の適正化に積極的に取り組むことに加え、様々な工夫を凝らし、財源の確保と資源の有効活用に取り組むなど持続可能な行財政運営を目指す。

※ 受益者負担とは…

特定の利用者がサービスの提供を受けるような場合に、その利用者に応分の負担を求めるという考え方で、公共施設等を利用する人と利用しない人との公平性を担保すること。

第1章 使用料等の算定方法の基本的な考え方

1 受益者負担の見直し対象について

本方針における受益者負担の見直しの対象については、以下の2つの項目としている。

(1) 使用料

公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものについては、全て見直しの対象とする。また、使用料に準ずる雑入等についても、その対象とする。

さらに、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等で、現時点において使用料が徴収されていないものについても、当然に経費が掛かっているため、施設等を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が可能と思われるものは見直しの対象とし、指定管理者が運営している施設についても、見直しの対象とする。

[地方自治法第225条]

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

[地方自治法第238条の4第7項]

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(2) 手数料

条例で手数料が設定されているものについては、全て見直しの対象とする。また、手数料に準ずる雑入等についても、その対象とする。

さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないものについても、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が可能と思われるサービスも見直しの対象とする。

[地方自治法第227条]

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

※ 法令等により、算定方法が定められているもの及び国・県などの統一的な基準の定めがある使用料及び手数料の場合は、見直しの対象から除外する。

2 使用料及び手数料の算定方法について

公共施設等の使用料や手数料を決定するに当たっては、行政の透明性の確保の観点から、公共施設等の利用者だけでなく、利用しない人に対しても使用料や手数料の設定根拠を明確にすることが必要となることから、使用料及び手数料の算定方法を明確にする。

(1) 使用料原価の算定

① 原価に算入する経費

公の施設に係る経費には、施設の建設費（減価償却費含む）や維持管理運営費など、様々な経費がある。このため、使用料の基準を設定する際には、受益者負担の在り方について十分検討し、適正な経費の範囲を定める必要がある。

こうした各種の経費のうち、公費で負担する範囲と、受益者負担とする範囲は、行政コスト計算書や「戸田市公共施設中長期保全計画」等の考え方に沿うこととする。

○公費で負担する範囲 【原価対象外構成項目】

費 目	理 由
土地取得費用	土地は、将来にわたり資産価値が残ることから適切でない。
災害等により要した経費	地震、火災、水害、事故等により発生した経費は、本来の施設管理運営に係る経費とは異なることから適切でない。

○受益者負担の範囲 【原価構成項目】

費 目	内 容（算入経費）	
施設の管理運営に係る経費	人の経費	職員人件費 ^{※1} その他人件費（報酬、共済費、賃金）
	物の経費	消耗品費、維持補修費、維持管理費 ^{※2} 、減価償却費 ^{※3} 、その他（燃料費、光熱水費、印刷製本費、備品購入費）
	その他経費	業務費（報酬費、旅費）、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料
	業務関連費用	公債費 ^{※4}

※1 職員人件費…給与のほか、共済組合負担金、退職手当負担金を含み、全職員の平均単価から算定。

※2 維持管理費…「戸田市公共施設中長期保全計画」に基づき算定。この計画に記載の

ない施設については、予防保全と長寿命化に係る経費を見込んで、使用料算定の経費にしていく。

※3 減価償却費…建物等の減価償却費の当該年度分

※4 公債費…当該年度に返済した公債費の利払分（土地取得費用に係るものを除く）

② 貸室ごとの原価の算定方法

使用料原価の算定に当たっては、機能によって、「1時間・1㎡当たり」と「1人当たり」の算定方法を採用する。

○ 1時間・1㎡当たりの原価×貸出面積から使用料を算定する方式

■適用：会議室等のように、ある一定の部屋（区画）を貸切で使用する場合

$$1 \text{ 時間} \cdot 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの原価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{延床面積} \times \text{年間利用可能時間}^{\ast}}$$

※1 年間利用可能時間 = 年間利用可能日数 × 1日当たりの利用可能時間

○ 1人当たりの原価から算定する方式

■適用：プールやトレーニング室のように、ある一定の部屋（区画）を不特定多数の個人が同時に利用するような施設

$$1 \text{ 人 当 たり の 原 価} = \frac{\text{施設の管理運営に係る経費}}{\text{年間利用者数}^{\ast 2}}$$

※2 年間利用者数については、利用可能な人数を基に算定した場合と実績を基に算定した場合とでは大きな乖離が生じる可能性があるため、適正な稼働率を考慮する必要がある。

(2) 手数料原価の算定

手数料については、以下のとおりの算定することとする。

$$\text{手数料原価} = \text{人にかかる経費}[1 \text{ 分 当 たり}] \times \text{処理時間}[1 \text{ 件 当 たり}] \\ + \text{物にかかる経費} + \text{その他の経費}$$

(3) 使用料及び手数料の算定

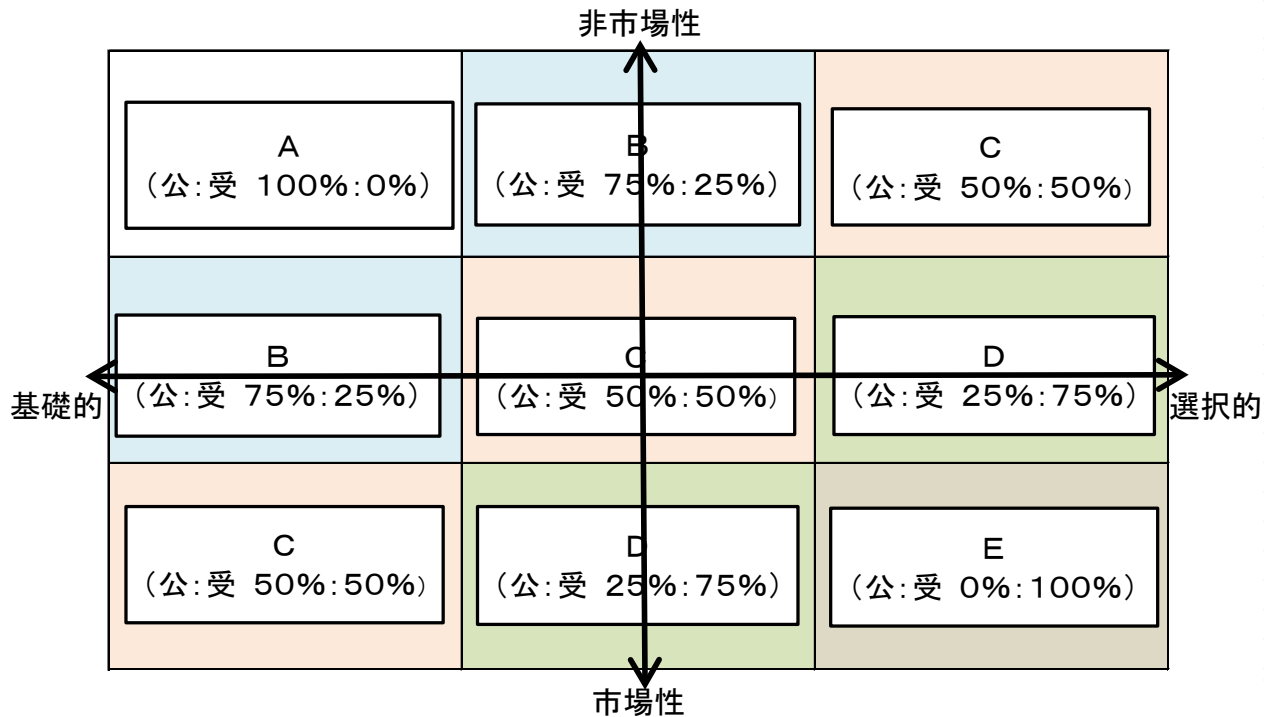
① 使用料における受益者負担割合

行政サービスとして提供する公共施設のサービスには、道路や公園等の民間によるサービスが提供されにくい公共施設から、プール、テニスコートなどの民間においても同様のサービスを提供している公共施設まで幅広く存在している。

公の施設に係る費用については、利用者が負担すべきものだが、行政サービスとして、一律に受益者負担の原則を適用するのは難しいことから、各施設における貸室サービスの内容を性質別に分類し、その分類ごとに負担割合を設定している。

負担割合については、平成18年度に策定された割合から細分化を行い、以下のとおり、受益者負担割合を設定する。

○受益者負担割合の領域等



※(公:受) 公費負担分 : 受益者負担分

○基準の説明

基礎的 … 日常生活において、必ず必要となるもの。

選択的 … 日常生活において、個人によって必要性が異なるもの。

非市場性 … 民間企業等では提供できないもので、行政が自ら行うもの。

市場性 … 民間企業等においても同様のサービスが提供されているもの。

○ 公共施設サービスの具体的な分類

領域	負担割合 (公:受)	公共施設のサービス分類
A	100%:0%	道路、公園
B	75%:25%	社会適応訓練室
C	50%:50%	会議室、集会室、セミナールーム、和室、研修室
D	25%:75%	競技場、野球場、サッカー場、武道場
E	0%:100%	アトリエ、宴会室、音楽室、キッチンスタジオ、客室、工芸室、支援室、市民ギャラリー、体育室、多目的ホール、茶華道室、テニスコート、トレーニング室、フットサル場、プール、ホール、練習室

② 手数料における受益者負担割合

手数料は、各種証明など、特定の人に提供する行政サービスに対して、その役務の提供に係る費用を徴収するものであるため、受益者負担割合は100%を原則とする。

[受益者負担割合]

受益者が特定される事務経費といえる。本来であれば、証明書発行等に係る経費については、100%受益者が負担することが妥当であると考えられる。

[公費0%、受益者100%]

※手数料については、使用料のような受益者負担割合区分は行わない。

③ 使用料の算定方法

使用料の算定方法は、「(1) 使用料原価の算定」に基づいて、算定した原価に受益者負担割合を乗じて算定する。

○ 使用料の算定式

$$\boxed{\text{使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

④ 使用料の算定方法例

【例1】ある一定の部屋（区画）を貸切で使用する場合

・会議室101を1時間使用する場合の使用料

	会議室 101	会議室 102	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (m ²)	150	350	300	200	1,000

- ・施設の管理運営に係る経費 50,000,000円
- ・年間開館時間 3,400時間 (10時間/日×340日)
- ・貸出面積 150m²
- ・受益者負担割合 50%

⇒ 1m²当たりの年間原価 50,000,000円 ÷ 1,000(m²) = 50,000円

⇒ 1m²当たりの時間原価 50,000円 ÷ 3,400(時間) = 14.7円

⇒ 1室1時間当たりの原価 14.7円 × 150(m²) = 2,205円

⇒ 1室1時間当たりの使用料 2,205円 × 50% = 1,100円

(10円未満切り捨て)

【例2】1人当たりの原価から算定する方式

・プールを利用する場合の使用料

	プール	トイレ等 共用部分	事務所等	延床面積
面積 (m ²)	1,500	500	500	2,500

- ・施設の管理運営に係る経費 100,000,000円

- ・年間利用者数 100,000人

※年間利用者補正 (適正な稼働率を考慮した試算) 250,000人

- ・受益者負担割合 100%

⇒ 1人当たりの原価 100,000,000円 ÷ 100,000(人) = 1,000円

(予定者数 100,000,000円 ÷ 250,000(人) = 400円)

⇒ 1人当たりの使用料 1,000円 × 100% = 1,000円

(予定者数 400円 × 100% = 400円)

※ 予定者数を採用する場合には、必ず算定根拠を明確にすること

第2章 使用料等を決定する際の検討の方向性

1 各公共施設等の状況について

本方針に基づき改定した使用料・手数料が周辺自治体の類似施設より著しく高額となり、公共施設の利用率の低下を招くおそれがある場合や現行使用料より著しく低額となることで民間企業の営利事業を圧迫する場合は、適正な使用料となるよう、調整できることとする。

さらに、公共施設の中には、建築後間もないものもあれば、建築後数十年以上経過しているものも存在するなど、それぞれの公共施設の状況は異なる。

そのため、各公共施設の経営状況等を踏まえた使用料に調整できることとする。

2 減額・免除の規定について

減額・免除とは、特定の利用者がサービスの提供を受けるような場合において、その利用者が支払う使用料が減額（半額等）又は、免除（無料）されることである。

これまで本市においても、減額・免除については、特例的な措置であることを前提に減額や免除を実施してきたところであるが、公共施設の使用料を「3 使用料及び手数料の算定方法について」のような明確な算定根拠や細分化された受益者負担割合を考慮した料金設定としており、これを踏まえると本来その料金は利用者が負担すべきものである。

本来負担すべき料金を利用者が負担しないことは、利用者間の不公平性につながる。また、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からすると、減額や免除される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要となり、利用者間の不公平性の拡大につながることも考えられる。

以上のようなことを踏まえると、明確な算定根拠や細分化された受益者負担割合に基づいた使用料については、本来負担すべき料金を利用者が負担することとし、原則として、減額・免除を設定しないこととする。

3 市外利用者の基準について

本市の公共施設等を利用する方の中には、市内だけでなく、市外からの利用者も多くいるが、市内利用者と市外利用者の使用料を同額に設定すると、市内利用者は市税を徴収された上で公共施設の使用料を支払っているのに対し、市

外利用者は市税を徴収されずに本市の公共施設を利用することとなり、市内利用者と市外利用者の間で不公平性が生じることとなる。

そのため、公平性を担保することを目的として、市外利用者については、市内利用者より高い料金設定となるよう、市外利用者の基準を設定する。

(1) 市外利用者基準の設定倍率

市外利用者基準の設定倍率については、「3 使用料及び手数料の算定方法について」に基づいた使用料に1.5倍～2倍を乗じた額を市外利用者の使用料とし、公共施設のコストや稼働率などを考慮した計算に基づいて設定することとする。

(2) 市内利用者と市外利用者等の区分について

市内利用者には、在勤、在学する者も地域の発展に貢献していることに鑑み市内に在住している者から在勤、在学する者までを市内利用者とする。一方、市外利用者については、市内利用者以外の者を市外利用者とする。

また、団体における市内利用者と市外利用者の区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であることを判断基準とする。

なお、市外の子どもについても、市外利用者料金を適用することとする。

4 子ども料金の設定について

市内の公共施設の中には、子どもに係る使用料を設定している施設が多くあるが、子どもの定義については、様々なものが存在しており、統一的な年齢等を定めることは、困難である。

そのため、子どもに係る使用料を設定する際は、施設の性質を踏まえながら、国などが示す定義を参考に子ども料金等を設定することとする。

5 施設駐車場の取扱いについて

一部の公共施設を除き、公共施設等に付随する駐車場については、無料で提供しているという状況であるが、当然のことながら駐車場の維持管理のための経費が発生している。

また、公共施設等に付随する駐車場を無料としていることで、施設を利用しない方が駐車場を利用し、施設を利用する方が駐車場を利用できないことなどが想定される。

そのため、公共施設の駐車場については、財源の確保と資源の適切な利用を

目指し、原則として有料化に向けて取り組むこととする。

なお、財源の確保の観点から、施設駐車場を有料化しても採算が取れないことや公共施設の稼働率の低下につながり、施設自体の収入を減少させることなども想定されることから、以下の2点を検討することが必要となる。

(1) 施設駐車場の有料化の基準

有料化を実施する際は、公共施設の利用状況や場所、有料化に伴う初期費用などを勘案して、採算が取れるかどうかの検討をすること。

(2) 施設駐車場の設定金額

駐車場の設定金額については、近隣他市及び民間企業の料金と比較しながら料金を設定し、公共施設ごとの利用者の状況に応じて無料とするなどの検討をすること。

6 営利目的等利用者の取扱いについて

本市の公共施設を貸し出すに当たっては、入場者から入場料を徴収するなどの営利を目的とした公共施設の使用などについては、積極的な貸出しを行っていない状況であった。

しかしながら、財源の確保と資源の有効活用に向けて、行政も様々な工夫を凝らしていくことが必要とされていることから、営利等を目的とした利用であっても積極的に公共施設を貸し出すこととする。

なお、営利と非営利の取扱いの基準については、NPO団体として認証を受けていることや事業の収支報告や実際の事業目的、内容等で判断していくことが必要である。

(1) 営利目的利用の設定について

営利目的利用の設定については、3倍以上の料金設定でないと民間の貸室より不当に安くなるなどの特別な場合を除いて、2倍～3倍の範囲内で民間企業の動向を踏まえながら、実際の料金を設定する。

※市外利用者に該当し、営利目的の利用をする者については、営利目的の使用料に加算することとする。

(2) 非営利目的利用の場合の設定について

使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の加算額は、所定の使用料の額に次に掲げる1人1回につ

いて徴収する最高の入場料等の額に応じ、それぞれに定める割合を乗じて得た額とする(10円未満の端数は、切り捨てる。)

①500円未満 2割

②500円以上1,000円未満 3割

③1,000円以上2,000円未満 5割

④2,000円以上 8割

第3章 実際の改定に当たって

1 激変緩和措置について

使用料等の改定が市民生活に影響等を与えることが予想されるため、改定する使用料の上限倍率を決定するなどして、急激な使用料改定とならないように激変緩和措置を設定する。

激変緩和措置の基準等については、適正な利用料金の改定を小刻みに行うと、かえって市民生活に影響が出ることが想定される。

そのため、特別な場合（公共施設の経営状況に鑑みて、改定上限倍率以上の料金改定が必要な場合及び料金改定額が大きい場合等を意味している。）を除き、適正料金への改定期間をできるだけ短くし、改定上限倍率を1.5倍とする。

2 市民への周知について

使用料・手数料の改定に当たっては、施設の管理運営に係る経費や受益者負担割合などの考え方について、広く周知することが求められる。

また、使用料等の改定の周知に当たっては、十分な周知期間を設けることが必要であり、広報、ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑な料金改定への移行に努めることとする。

3 定期的な見直しについて

社会状況等に見合った使用料等になっているかどうかについて、各部局において5年に1度の検証を実施することとし、検証の結果に基づいて、使用料等の見直しを進めることとする。さらに、検証した結果については、市民に向けて広く周知を行うこととする。

また、大規模改修などが実施されると公共施設の経営状況に影響することから、使用料金等の検証・見直しを実施することとする。

○ 講師プロフィール

東洋大学経営学部教授・同大学院経営学研究科教授

石井晴夫氏

1953年群馬県生まれ。東洋大学博士（経済学）。（財）運輸調査局調査センター主任研究員、中央大学経済学部兼任講師、作新学院大学教授などを経て現職。2007年度より2010年度まで公益事業学会会長を歴任。政府・自治体等の審議会・委員会・研究会の委員を多数歴任。

専攻は、公共経営論、公益企業論、交通政策論。著書には、『組織マネジメント入門』（共著）中央経済社、2014年12月。『公民連携の経営学』（共著）中央経済社、2008年3月など多数ある。

本市においては、戸田市上下水道経営審議会会長、戸田市上下水道包括委託プロポーザル選定委員会副委員長、受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会アドバイザー等を歴任。

